

令和4年12月2日

令和4年第12回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年12月2日 午後1時30分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美
11番	塚田由美子	12番	原田 孝親	13番	林 聖文
15番	刀祢明 薫	16番	森川 稔己	17番	清弘 進
18番	梅川 仁樹	19番	常藤 隆彦		

3 本日の総会に欠席した委員

8番	藤本 哲	14番	藤村 浩司
----	------	-----	-------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	金子 健太郎
周東支所	沖田 史典	錦支所	大谷 彰弘
美和支所	石川 育代		

5 会長は午後1時30分、委員総数19名の内17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

19番	常藤 隆彦	2番	片山 剛
-----	-------	----	------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和4年第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、19番常藤隆彦委員と2番片山剛委員を指名いたします。
よろしくをお願いします。

「議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番、2番、3番の3件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、3件について事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、474㎡ほか3筆で、合計1,646㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、518㎡ほか4筆で、合計3,384㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

3番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、

1,135 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

それでは、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明を行います。申請地は愛宕出張所より南東に500mから1.3kmに位置している農地です。周辺が蓮根の栽培が広く作られている農地の一部になります。譲渡人が高齢のため、耕作が困難となり農業後継者もないことから、これまで譲渡人所有の農地を耕作してきた譲受人それぞれに譲り渡すことにしたということです。

47号1番に関しては、これから蓮根と里芋と大根を耕作する、それから2番、3番については蓮根を耕作していくということです。

11月22日に事務局職員と現地調査を行ったところ、調査項目すべてに問題なく、3条申請は認められると思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番、2番、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、785 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。申請地は周東総合支所から北西約1.4kmに位置します。譲渡人は、申請地を高齢となり耕作できないため、申請地のすぐ南に居住されている譲受人に贈与を相談し、話がまとまったものです。譲受人は自宅周辺も耕作しており、農機具も揃っており、繁忙期には他出家族も帰り手伝うということです。

11月22日支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番、6番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より、議案説明してください。

事務局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,336 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より北に約80mに位置する農地です。譲渡人は相続によりこの農地を受け継ぎましたが、現在耕作はしておらず遊休地となっておりますところ、この度農業経営に意欲のある譲受人の兄へ譲渡することとしたものです。譲受人は申請地より700mのところに住居し、農機具も一部所有しており、不足する必要な機具は購入していく予定としております。他は隣接する倉庫もあり水稲栽培にも問題はないと思われます。所有農地につきましては、別案件と合わせまして下限面積も要件を満たしております。

11月24日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

事務局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,227 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の要望です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第13番

周東総合支所より直線以北に5.1kmの明神という場所がございます。

11月24日支所担当と現地調査をいたしました。調査項目に従い調査いたしました。何ら問題はないと思われます。使用貸借による権利の設定でございます。皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

ただいまの2件の説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番・6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,617 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より東に約1.5mに位置する農地です。譲渡人は約10年前に相続によりこの土地を取得しましたが、高齢となり耕作できなくなってきたので、譲受人に譲り渡すこととしたものです。譲受人は自宅からも近くまた所有する田と隣接するこの土地を農業経営拡大のため譲り受けることとしたものです。現在約12,300 m²の農業経営を行っており、作業等にも問題なく、所有する農地の下限面積も要件を満たしております。

11月24日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,265 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より東に約1.5mに位置す

る農地です。

譲渡人は遠隔地に居住しており、仕事も多忙を極めているため、農地を保管することが困難なため譲渡を希望しておりました。譲受人は以前から農業経営を行ってきましたが、申請地が自宅近くであるため、さらに経営規模を拡大したいと考えて譲り受けることにしたというものです。譲り受けた農地では水稻を栽培します。申請地まで 200m、所有する農地の下限面積も要件を満たしております。

11月24日事務局とともに調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ござひますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

続いて、「議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、253 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、住宅敷地の拡張です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

追加説明は、担当の藤本委員が欠席ですので、事務局担当の大谷がいたします。

それでは失礼いたします。藤本委員から説明文を預かっておりますので、朗読させていただきます。

申請地は、通津出張所から北西へ1.4kmの場所に位置している農地です。譲渡人は遠隔地に居住しており、農地を管理できなくなっていたところ、譲受人から転用の申出を受け、譲渡することとしたものです。譲受人は隣接の土地建物も居住用として購入するにあたり、自家用車を駐車するスペースが必要なため、申請地を転用して3台分の駐車場と、出入り用のスロープを整備するということです。

11月23日に調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画、事業計画、被害防除計画も確認しましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、畑。面積は、1,311㎡ほか、1筆で、合計1,404㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、植林です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 10 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は阿品公会堂から北へ約430mの場所に位置している農地です。

譲渡人は相続により当該農地を取得したものの、山中にある農地については耕作することができないため、友人である譲受人へ譲り渡すものとしたものです。譲受人は林業を営んでおり、この度新たに農地を取得してクヌギの植林場として利用する予定です。

11月24日に事務局職員とともに調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画、事業計画、被害防除計画も確認しましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、57㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場の設置です。権

利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、由宇駅から300m以内の第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは説明をいたします。

本申請地につきましては、由宇総合支所より南へ約700mに位置します。農振地域外の第3種農地です。

譲渡人は高齢で農地の維持管理が困難となり、当該申請地を持って余していたところ、譲受人から転用の申出を受け売却することと致したものです。譲受人は自らが経営する会社の車両が増え、現在の駐車場が手狭になったため当該申請地を駐車場として整備し、会社に貸し付けることとしたものです。

11月22日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画、事業計画、被害防除計画等も確認をいたしました。農地への影響もなく5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番、5番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,861㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

続きまして、

5番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田。面積は、88㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。権利

の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

それでは、1,861㎡の方からご説明をいたします。玖珂支所奏より東に約600mのところにあります。地目は田であります。平成28年頃に休耕をし、管理を容易にするために無断で盛り土され、そのための始末書も提出されております。現在、譲受人は土木関係の仕事に付かれております。この場所に資材置き場として事業計画書が出されております。転用のための権利移動許可申請書のほか提出書類もあり、問題ありません。

現在草が茂っておりますが整地をされ法面は芝張り、雨水排水は貯めま、また自然流下。雨水以外は河川または水路に流されます。市道は5mの幅員あり、多少の段差はありますが入口は盛り土にて対応をされます。

11月21日に現地調査に行っております。私は許可相当と思われま、よろしくお願いをいたします。

2番目の駐車場についてご説明をいたします。譲受人は自宅の駐車場が手狭となり88㎡を自己用の駐車場として利用したいとのこと。盛り土またはフェンスも張らない、現在のままの仕様で使用されます。関係書類は提出され問題ありません。

11月21日に現地調査に行っております。調査の結果許可相当と思いま、以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございま、

(異議なし)

異議がございませんので、4番・5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとしま、

次に、6番を事務局より、議案説明してくだ、

事 務 局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、184㎡ほか、1筆で、合計294㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、貸駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

申請地は周東総合支所より南西へ約680mに位置する農地です。

譲渡人2名のうち1名は現在も野菜を栽培しており、もう1名は休耕しておりましたが、譲受人の要望により譲り渡すこととしたものです。

工事着手時期は、既存倉庫を撤去し、現在栽培している野菜の収穫後となります。譲受人は近くにある会社から駐車場を貸してほしいと申出があったため、新たに駐車場を設けることになりました。申出のあった会社からは徒歩で9分程度ありますが、通勤車と作業車を乗り換えることもあり、距離的には問題なく、面した道路は幅員が7.1mあり、車両の出入りも安全で、周辺にはほかに駐車場として利用できる土地がなかったため、譲渡人に申出をしたものです。

11月24日事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書いずれも確認しましたが、周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われます。なお、申請地と東の道路の間には別名義の土地が存在します。現地で確認しましたが、境界が不明のように思われましたことを申し添えておきます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

今の別名義の土地というのはどちらでしょうか。

第 5 番

■■■■と道路との間です。

事 務 局

ここですか。

第 5 番

はい。そこが別名義、ほかの人の名義の土地なのですが、現地で見た限りでは境界がはっきりしなかったのです。

議 長

はい、わかりました。

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、230 m²です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しており

ましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、477㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,135㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、双方合意です。

ほか2件、合計3件の通知がありました。

議 長

報告第4号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、641㎡のうち、1㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、携帯電話基地局の設置です。農地区分は、第2種農地です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

議 長

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

事 務 局

1番 岩国地区

報告年月日は、令和4年10月28日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、9月1日から8月31日。法人形態は株式会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか3件、合計4件の提出がありました。

議 長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

・下限面積の廃止に伴う農地法第3条申請等の審査基準の取扱いについて
(事務局長)

私の方から、下限面積の廃止に伴う農地法の取り扱いが今後変わりますので、その関係の現時点わかっている範囲で共通の認識としてやっていきたいと思っておりますので、少しお時間をいただいて説明をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

今お手元に6枚ぐらいの、一番上に「下限面積廃止に伴う農地法第3条申請等の申請基準の取扱い整理」ということでお配りしていますが、ご覧いただけたらと思ひます。

まず最初に、【農地所有の責務】として書いておりますけれども、農地法では農地を所有しているものは農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないという責務が規定されておりますが、現実にはその下の【法改正の背景】に書いてありますように、農業者の減少で耕作放棄が増え、分散錯圃の状態になっておりますので、農地の集積、集約化を進めるとともに人の確保、育成を図る必要があるということで、この度法律が改正されております。

法律の改正の中身につきましては、3ページ目「農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律の概要」ということで①から⑮まで15個書いてあると思ひますけれども、こちらが先月山口県農業会議の方から説明がありました。その中ですね、また農業委員会に関係するものをピックアップして記載をしております。①②③⑤というのが農業委員会に関係するもので、先月の説明会でも説明されたところとなっております。この資料の方には施行予定が令和5年4月1日というふうに予定で書いておりますけれども、3日前にメールが来まして、11月28日付官報で施行日の方が令和5年4月1日ということで定められましたので、来年の4月1日からは下限面積が廃止されるということが決定をいたしました。その法律の改正、最初のページに戻っていただいて、【制限の必要性について】と括弧書きで書いてありますけれども、農業経営基盤強化促進法、通称基盤法という理解ですけれども、これで今の地域計画、目標地図を策定して農地の集積集約化を図るようになります。が、一方では農地法です、下限面積の廃止によって非農家の方を含めてどなたもが農地を取得しやすくなり、基盤法で進めようとする集積集約化と農地法とが、相反するような制度になっております。そういう状況にあるのですけれども、地域計画は地域の関係者の合意を持って策定された計画となりますので、農地法の審査にあたっては、地域計画、目標地図と整合を図るような審査になると考えています。

次のページとなりますけれども、この関係を図で表したのになっていきます。上がですね、今、人・農地プランを策定してありますけれどもそれを衣替

えするようなかたちで、地域計画に見直しがかかっています。その人・農地プランの範囲の中には整備済みの農振農用地であったり、通常の農振農用地、それとか農振農用地以外の農地も含めた範囲の中で計画が策定されてというのが通常のような、場所によってはですね、農振農用地が人・農地プランからはみ出たような、右側に小さく書いてありますが、そのようなはみ出たところもあるようです。法律の改正を整理したものがその下のほうの四角で囲ったところになるのですが、①の基盤整備済み農振農用地、②の農振農用地についてはですね、積極的に農業を行う区域、集積集約化を進める区域として進めていくところです。そのほかについては、下限面積がなくなることによって農地を利用しやすくする区域として、皆さんにやっていただこうと。全体として農地の効率的利用や多様な利用を図って、食料自給率の向上を図るということが目的という形にはなっていると思います。

それですね、下限面積が廃止されたことによって農地法の審査がどのようになるのかということにつきましては、今後国がガイドライン、処理基準で明確化を行うという見解が示されていますので、地域計画、目標地図が策定されていけばそのガイドラインに沿って農地法の審査を行うということになりますけれども、地域計画が策定されていない、または地域計画が策定されるまでについては、下限面積要件以外ですね、審査項目でより適正な審査を行うことになります。より適正な審査を行う区域というのが、先ほど図のほうでも言いましたが、集積集約化を進める区域になると思います。①の基盤整備済み農振農用地だったり、通常の農振農用地の2つが対象として考えられると思っています。そしてそのほかの③のその他の農地については、下限面積の廃止によって利用しやすくなる区域としてですね、縛りがかかってこないような区域になるんだろうと思っています。

2枚目の後ろ側に、【岩国市の人・農地プラン】、括弧で書いていますが、岩国市で現在人・農地プランとして30の地域で策定されています。この30の地域を、今後ですね2年間かけて、2年間でできるのかは私もわからないのですが、地域計画のほうに衣替えをしていくということになります。岩国でいうと4地域、由宇で2地域、玖珂で3地域、周東で7地域、錦で3地域、本郷で2地域、美和で9地域が人・農地プランが策定されています。

現時点での情報で話をさせていただきましたけれども、今後また国からどのようなガイドラインとありますが処理基準が示されるかがわかっておりません。また情報が入りましたら、その都度総会などの機会にお話ししようとおもっております。

最後にスケジュールというものを付けておりますけれども、今回の12月の総会で2つの点について説明させていただきました。それと1月総会2月総会のへんでですね、どういった形でというのがわかってほしいと思っていますし、ある程度決めていかないといけないと思っています。4月の総会に諮る申請というのは3月1日から受け付けが始まりますので、いずれにしても1月、2月の総会でですね、その辺の整理をしていきたいと思っていますのでよろしく願いできたらと思います。説明のほうは以上ですが、ご質問とかありますか。

第 3 番	私のところは、30 の地域に含まれてないのですけれど。結構市街化区域に近いところなのですが。調整区域です。調整区域の在り方については都市計画法の関係なので関係ないと思うのですが、仮に下限条件なしに取得するということは非常に農地が取得されることもあるのですが、私が懸念するのは転用目的で農地を取得するというのが増えてくるのではないかと。現在二耕作の基準はあろうかと思うのですが、これがこのまま続くとみてよしいのでしょうか。
事務局	現時点もですね、二耕作の要件というのはいないです。
議長	無いに等しいということです。
第 3 番	無いに等しい。
議長	農地をそのまま3条で取得して、1年以内に転用されるという案件もあります。
第 3 番	そうなのですね。 だから縛りが全くなくなるということですね。
議長	無くなってから、資産的な活用と申しますか、転用というものは出てくるようになると思います。そういうのは、大変危惧するところですね、全国のそれぞれの農業委員会も下限面積の撤廃については、ということで国のほうに要望したのですが、今回法律的に来年4月1日には施行するというので下限面積が撤廃されます。 ですから、この本市におきましても、今、中山間地域振興課の方にあります空き家バンクに付随する農地につきましても、今は特段の面積ということで1筆ごとに農業委員会にかけて、20a以下のものについて審議しておりますけれども、これも必要性がなくなってくるということになります。その案件も削除されるということです。ただゼロからのベースですので農業委員会の方には3条申請として挙がってくるということになります。
第 3 番	分かりました。
議長	これからの審査基準としましては、地域性ということと、ほかの全筆要件ということと、意欲があるかないかというところもしっかり審査しなければいけない。 今日の資料の、その他の農地③とありますけれども、耕作面積に応じた営農計画や農機具によって審査を行うことになり、と。農機具というところは、これは農業用機械で耕作できる場所、というところがあります。ただクワが一丁あれば耕作できるのではないかと、というところは、ちょっと考えさせてくれということはあるかと思えます。農業用機械、小さな管理機でもいいのですが、それがそろっているかというところが審査基準になります。

第 13 番

それなら、ちゃんとした縛りがあるようなものは明確に定義づけされるのですかね。

議 長

先ほど局長が言いましたように、制限というところがですね、農振地域、また圃場整備がされているところ、それと人・農地プランが策定されている、これが今後地域計画に位置付けがかわりますけども、それらについてはですね今、国の方が処理基準を明確化するという風にうたっておりますので、これが来年の3月までに出てこない、なかなか各農業委員会、私どももそういうところの3条申請が出た時の審査が難しくなってくるというところがあります。新規就農の場合ですね、現に農地を所有して農業を営んでいるという方が3条申請される場合には、全部耕作要件等がありますのでこちらで審査できますけども、新たに農振地域または基盤整備されているところの1筆だけ、3条で申請して、それが果たして通るのかどうかというところがですね、そういうところが今後の審査の基準で出てくるかと思えます。例えるならば、10haの一団の農地の中で基盤整備がされていて担い手がちゃんとした法人があるという中に、法人がまだ集積していない農地を第三者が所有するということが、果たしてその地域として、その人を担い手と位置づけるかできないかというあたりもですね、これからは審査基準になるのではないかと思えます。今までは下限面積がありましたので、それを満たしていれば営農できるねということでもよかったのですが、10aとか5aとかいうところの面積を所有するということが、果たして地域の農業の営農を考えたときに、果たして利があるのか非があるのか、審査基準の対象になるということなのですけども。まだそのあたりの明確なところがですね、国が示していませんので。

余談ですけども、平成28年に今の新しい農業委員会法に改正されまして新しい制度になり、農地利用の最適化という業務が必須業務になりましたが、その中身についてどういうことをやったらいいのかということが示されたのが1年後でしたので。平成29年度になってから初めて国の方からこんなことやってくださいということが示されて、その間私ども農業委員会としても試行錯誤しながら農地利用の最適化に取り組んできたのですけども、また今回もですね、全国の事例を見ながら国の方がガイドラインを作るのではないかということもちょっと危惧しているのですけども。この件につきましても、県または農業会議の方を通じて早々に示してくれということも要望しておりますので。3月まで3か月余りしかありません。果たして出てくるかというところですよ。

事 務 局

この資料の中にもですね、括弧書きで参照と書いてありますけども、私の方で疑問に思ったところを県の方に問い合わせしてみたところもあります。その中にはですね、Q3になりますけど、岩国市農業委員会の総会である程度基準みたいなものを作って諮って決定したものに対して、それをもって審査をするということはどうなのかという質問もしてみましたけども、なかなか

法的根拠としては認められないということを回答いただいたりしていますので。いずれにしても国が示してくれるであろうガイドラインというのを見てもみないというところになってしまいます。よろしいでしょうか。

議 長

その時になってみないとわからない気もしますが。

事 務 局

・令和5年度 農業委員会総会の開催予定日について（説明）

議 長

委員の皆様から何かご意見等ございませんか。連絡事項とかございませんか。

次回定例総会は、1月16日（月）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しています。

これで総会は、終了します。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年1月16日 月曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午後2時23分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 宇藤隆彦

署名委員 片山 剛

